

資料提供

令和6年1月26日
課名 建設産業課
担当者名 重政
電話 082-513-3821
(内線3820)

指名除外報告書

措置要件	指示又は営業停止	
措置対象者	商号・名称	蜂谷工業株式会社
	代表者氏名	蜂谷 泰祐
	住所・所在地	岡山県岡山市北区鹿田町1-3-16
	建設業許可番号	国土交通大臣第2652号
指名除外期間	令和6年1月26日 ～ (3か月間) 令和6年4月25日	
【事実の概要】 蜂谷工業株式会社は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所専任技術者として配置し、また同法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置するとともに、経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し、虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたとして、令和5年11月28日、国土交通省中国地方整備局から、同法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けた。		
【措置理由】 上記のとおり		
【指名除外等措置適用条項】 建設業者等指名除外要綱（昭和41年1月29日制定）別表第14号		